佐財第３２２号
令和８年１０月２日

各部（局）長　　様

財政部長　　木原　一彦

令和９年度予算編成方針について（依命通達）

令和８年８月における国の月例経済報告では、経済情勢について「景気は緩やかに回復しているが、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。」「先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」との認識を示しています。

本市の令和７年度決算における各種財政指標ついて、当該年度の実質的な収支を表す実質単年度収支は、令和４年度以来の黒字となりました。要因として、市税収入や地方消費税交付金、地方交付税等の歳入の増加により、赤字要素である財政調整基金の取崩しを抑制できたこと等が挙げられます。

一方、財政状況の弾力性を示す経常収支比率は、前年度比で1.1ポイント改善したものの、94.5%と引き続き高い水準にあり、財政の硬直化傾向に大きな改善は見られません。

令和９年度予算においては、市税等の歳入の増加を見込んでいるものの、扶助費等の義務的経費や公共施設の老朽化対策等が引き続き増加傾向であることに加え、賃上げや物価高騰への対応に伴う経費の増加により、歳出の増加が歳入の増加を大幅に上回る見通しとなっています。

加えて、令和８年８月の千葉豪雨及び９月の台風第２５号に伴う災害復旧等に多額の財政需要が見込まれており、本市の財政状況は今後、厳しさを増すことが予想されます。

このような状況を踏まえ、令和９年度予算の編成にあたっては、財源が限られる中、住民に必要な行政サービスを維持できるよう、事務事業の更なる見直しを行い、事業の「選択と集中」を進めるとともに、職員一人一人が創意と工夫をもって最大の行政効果を得るべく、下記により編成作業を進めるよう、命により通達します。

記

第１　基本方針

（１）健全な財政運営と持続可能な財政の確立

中長期的な視点から財政基盤の強化を図るため、事務事業の見直しを徹底し、行政コストの削減と新たな財源確保に全力で取り組む。

（２）将来都市像の実現をめざした取組みの推進

第５次佐倉市総合計画・中期基本計画を着実に推進する予算編成を行う。

（３）予算要求等の状況の公表

要求状況など編成過程を随時公表するとともに、パブリックコメント等を通じた市民の意見を参考の上、最終案を決定する。

第２　予算要求に当たっての留意事項

１．総括的な事項

（１）行政サービスのあり方の再検討

事業の「統廃合」「選択と集中」を含めた見直しを積極的に図ること。また、人口構成、社会構造、市民ニーズ等の変化を踏まえ、官民にわたる事業は、適切かつ効果的な実施主体について検討を行い、行政と民間の役割分担の見直しを図ること。

（２）あらゆる角度から事業を検証

令和７年度決算等を踏まえ、行政評価における指標の目標と達成状況、課題および今後の方向性、並びに事業の必要性・有効性・効率性について十分に検証するとともに、監査委員による決算審査意見や市議会決算審査特別委員会における意見等を踏まえ、今年度予算の執行状況および決算見込みを考慮の上、要求を行うこと。

（３）民間活力の活用等

指定管理者制度など、これまで取り組んできたPPP（Public Private Partnership）事業に加え、民間企業からの協賛等の民間活力及びネーミングライツ、クラウドファンディング等の資金調達手段の活用を積極的に検討すること。

２．「経費区分」及び「要求基準額」について

（１）経常経費

経常経費の区分は、①義務的経費、②準義務的経費、③通常一般経費、④通常特別経費の４区分とし、各部局長あてに通知する要求基準額の範囲内で予算要求を行うこと。

なお、③通常一般経費について、令和９年度予算要求に当たり、マイナスシーリングは実施しないが、当市の今後の財政見通し等を踏まえ、要求内容を精査すること。

（２）臨時経費

臨時経費については、施策の推進に必要な経費で、実施計画に認められた範囲内で要求すること。要求に当たっては、経費、財源等について、さらに精査すること。

３．歳入に関する事項

（１）市税

経済情勢、景気動向、税制改正等の状況等も的確に把握し、適正に見積ること。

（２）使用料・手数料

令和８年度の使用料・手数料の見直しを踏まえ、適正な額を見積もること。

（３）国・県支出金等

国及び県の動向や制度を注視し、最大限の確保に努めること。また、各種公益法人等からの助成についても、情報収集に努め、積極的な活用を図ること。

（４）市債

世代間の負担の公平性という観点から適正な範囲で市債を活用していくが、将来負担の抑制にも十分配慮し、地方交付税措置のあるものを中心に厳選すること。

（５）未利用財産の有効活用

自動販売機設置に係る行政財産の貸付、各種の広告収入等、これまでも財産の有効活用を進めてきたが、より一層の創意工夫により新たな財源の確保に努めること。また、今後の利用が見込まれない財産については、処分の検討を行うこと。

（６）収入未済額

佐倉市債権管理条例（令和４年佐倉市条例第７号）に基づき、適切な債権管理を行うとともに、回収方針や目標を設定するなど計画的な対策を講じ、収入未済額の減少に努めること。

４．歳出に関する事項

（１）設備の保守点検等

計画的な維持管理並びに業務の質の向上及び合理化を図ること。

（２）設備の更新等

ライフサイクルコストを踏まえた事業計画に基づいて実施すること。

（３）情報システム経費

市民サービスの向上、事務の効率化及び費用対効果を十分に検討すること。既存のシステムについても、利用状況や有効性を精査し、効率的なシステム運用を図ること。

（４）市補助金

佐倉市補助金検討委員会の意見を踏まえ、廃止及び統合を含め、内容を精査し、見直しを図ること。特に、団体に対する補助金又は負担金については、補助金交付要綱等に基づき適切な会計運営が行われているか、補助対象経費の適格性に関する精査も含め、徹底的に検証し、継続の可否、必要性、効果等を再検討すること。

（５）経済社会情勢の変化への対応

光熱費等の要求は、原油価格及び物価高騰の状況を踏まえて見積ること。また、委託料等の積算に当たっては、最低賃金の引き上げによる人件費上昇等の影

響も考慮すること。

（６）その他

原則として、現在の執行体制で実施可能な事業計画を前提とすること。

５．その他の事項

（１）特別会計

収支均衡を確保する独立採算制が原則であることから、歳出に見合った、保険税、保険料、使用料等の受益者負担の適正化を図り、公費負担の公平性を確保すること。

（２）公営企業会計

一般会計からの繰出しは、繰出基準の範囲内とすること。

（３）一部事務組合

独立した特別地方公共団体ではあるが、当市の予算編成方針の主旨を踏まえ、より効率的な運営に努めるよう要請すること。また、負担金の計上に当たっては、その内容及び負担割合の妥当性等を十分に精査の上で負担に応じること。

（４）基金

寄附金を積立てている基金については、寄附者の意向が適切に反映できるよう配慮の上、活用を図ること。

（５）予算編成事務要領

佐財第３２３号「令和９年度予算編成事務要領について（通知）」による。